

携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度等の在り方に関する関係事業者へのヒアリング項目（案）

平成23年5月31日
電気通信番号政策委員会

情報通信審議会は、平成23年5月25日付で、総務大臣から、「携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度等の在り方について」の諮問を受け、今後、答申に向けて、「①携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度の在り方」、「②電気通信番号の指定要件の在り方」について検討することとしている。

当委員会においては、上記検討に資する観点から、以下の項目について、関係事業者に対してヒアリングを行うこととする。

1. 携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度の在り方について

背景

現在、携帯電話の電話番号としては、080+8桁又は090+8桁の番号が、電気通信番号規則において以下の通り規定されている。

【080-CDEFGHJK(Cは0を除く。) または 090-CDEFGHJK(Cは0を除く。)]

この既存番号帯の容量として1億8000万番号あるが、平成23年3月末時点で、総務省からは各携帯電話事業者に対して既に約1億6000万番号を指定済みである。

指定可能な番号は約2000万番号(080で始まる番号)を残すのみとなっており、今後も契約数の伸びが続き、従来の携帯電話の電話番号の指定方法を維持すると、平成26年2月頃には、総務省から電気通信事業者に指定する電話番号が不足すると想定される。

さらには、今後の新たな需要次第では携帯電話の電話番号のひっ迫が更に加速する可能性や、当該ひっ迫に備えるための各電気通信事業者のシステム改修期間を考慮すると、携帯電話の電話番号数の拡大に向けた検討が急務となっている。

ヒアリング項目

(1) 携帯電話の電話番号の需要について

①: 今後の需要

携帯電話サービスの契約数は、平成23年3月末時点で約1億2000万件となっており、ここ数年では年間約500万件の割合で増加傾向にある。近年では、携帯電話の通信機能を搭載した電子書籍やゲーム端末等の機器間の通信(M2M)サービスで

の需要や、1台を音声通話用にもう1台をデータ通信用に使い分ける2台目需要など、新たな需要の拡大が想定されるところ、

- ①-1 今後の携帯電話の電話番号の需要の伸びをどのように想定するか。
- ①-2 M2Mサービスについては、電話番号以外の識別子(IPアドレス等)の利用も想定されるが、携帯電話の電話番号を利用するM2Mサービスは、どのような性格のもので、どの程度の需要があると想定するか。

(2)携帯電話の電話番号のひっ迫対応について

②:指定方法の見直し

現在、携帯電話の電話番号の指定方法においては、申請時点から13ヶ月後に必要となる電話番号数に、さらに、予め番号を書き込んだ状態で販売される通信モジュールなどを想定した販売在庫分、解約した場合に使用されていた番号を6ヶ月後に再利用するまでの解約保留分等を考慮して、申請がなされた電気通信事業者に対して必要な番号数を指定しているところ、当該指定方法のうち、解約保留分を各携帯電話事業者が公表している解約率を踏まえることで、必要最小限の番号指定が可能になると想定するが、

- ②-1 各携帯電話事業者が公表している実際の解約率を用いるべきか、また、その際どのような影響が生じると考えるか。
- ②-2 利用者保護の観点や、制度的課題又は携帯電話事業者間で取り組むべき課題等、留意すべき点はあるか。

③:090-0で始まる電話番号の利用

携帯電話の電話番号として利用している090番号帯のうち、090-0で始まる番号についてはこれまで利用していないところ、比較的短期間での利用が可能と想定される当該番号の開放により、1千万番号が新たに利用可能となるが、

- ③-1 090-0を開放すべきか、また、その際どのような影響が生じると考えるか。
- ③-2 携帯電話事業者間で取り組むべき課題はあるか。携帯電話事業者以外の電気通信事業者のネットワークに対して与える影響やコスト負担等、留意すべき課題はあるか。
- ③-3 利用者保護の観点や制度的課題等、留意すべき点はあるか。

④:070番号帯の利用

携帯電話の電話番号の指定方法の見直しや、090-0で始まる番号の利用だけでは、いずれ携帯電話の電話番号の不足が想定される場所、現在の携帯電話の電話番号である090番号帯・080番号帯に続く070番号帯のうち、既にPHSの電話番号として指定されている070-5又は6で始まる番号、及び、070-0で始まる電話番号を除いた番号の開放により、7千万番号が新たに利用可能となるが、

- ④-1 070番号帯を開放すべきか、また、その際、どのような影響(メリット・デメリット)が生じると考えるか。
- ④-2 070番号帯を携帯電話でも利用することによって、利用者に対してサービス提供や料金面等においてどのような影響が生じるか。また、当該影響を改善するためにはどのような手段が考えられるか。
- ④-3 携帯電話事業者間で取り組むべき課題はあるか。携帯電話事業者以外の電気通信事業者のネットワークに対して与える影響やコスト負担の課題等はあるか。
- ④-4 制度的観点から留意すべき課題等はあるか。

0120番号又は0800番号を用いた着信課金サービス等においては、契約者の要望等に応じて、発信者の電話番号の種類を識別し、携帯電話やPHSからの着信を受け付けない付加サービスを提供しているが、

- ④-5 携帯電話の電話番号として070番号帯を、また、PHSの電話番号として090番号帯・080番号帯を利用することで、当該付加サービスにどのような影響が生じるか。また、当該影響を改善するための手段としてどのようなものが考えられるか。
- ④-6 携帯電話事業者間で取り組むべき課題はあるか。携帯電話事業者以外の電気通信事業者のネットワークに対して与える影響やコスト負担の課題等はあるか。

⑤:M2Mサービスにおける番号利用

携帯電話サービスの契約数は平成23年3月末時点で約1億2000万件となるなど、概ね国民1人当たり1台所有していることとなっており、今後の需要としては、利用者が直接電話番号を意識することのないM2Mサービスでの需要が拡大すると想定される。このようなM2Mサービスについては、電話番号の桁数を増やして利用する(例えば、070-0に続く10桁を利用すると100億番号が利用可能)ことで、限られた番号帯を有効活用することが考えられるが、

- ⑤-1 M2Mサービスについては専用番号帯を設け、電話番号の桁数を増やして利用すべきか、また、その際、どのような影響が生じると考えるか。
- ⑤-2 携帯電話事業者間で取り組むべき課題はあるか。携帯電話事業者以外の電気通信事業者のネットワークに対して与える影響やコスト負担の課題等はあるか。
- ⑤-3 利用者に与える影響や制度的観点から留意すべき課題等はあるか。

⑥:その他のひっ迫対策

その他、これまで携帯電話の電話番号数の拡大にあたっては、電話番号の桁数の増加や未使用のOAO番号帯の追加等が行われてきた。電話番号の桁数の増加については、既存の利用者の電話番号の変更や、携帯電話の電話番号は全11桁であるとして作られている各種社会システムの改修など社会的影響が大きいと考えられ、また、未使用のOAO番号帯(030番号帯・040番号帯)の追加については、将来的に新たなサービス用の番号帯として確保しておく必要があると考えられるところ

- ⑥-1 その他、携帯電話の電話番号数の拡大のための対策はあるか。また、その対策が望ましいといえる根拠は何か。

(3)携帯電話とPHSとの番号ポータビリティについて

携帯電話の電話番号として新たに070番号帯を追加する場合、携帯電話とPHSとの間での番号帯の区分がなくなり、090番号帯・080番号帯・070番号帯を携帯電話又はPHSの電話番号として利用が可能となる。この場合においては、090番号帯・080番号帯だけでなく070番号帯を含め、携帯電話とPHSとの番号ポータビリティを実現することにより、更なる利用者利便の向上に寄与するものと考えられるところ、

- ⑦-1 携帯電話とPHSとの番号ポータビリティを導入すべきか、また、その際、どのような影響(メリット・デメリット)が生じると考えるか。
- ⑦-2 携帯電話とPHSとの番号ポータビリティを導入するにあたり、各電気通信事業者のネットワークにおいて、どのような改修が見込まれるか。また、当該改修に必要なコスト負担方法についてどのように考えるか。
- ⑦-3 携帯電話とPHSとの番号ポータビリティについては、利用者利便の向上の観点からは早期実現が望まれるところ、当該ポータビリティの実現時期についてどのように考えるか。また、早期実現のための方法としてどのような方法が考えられるか。

- ⑦-4 携帯電話とPHSとの番号ポータビリティを導入することによって、利用者に対するサービス提供や料金面等においてどのような影響(メリット・デメリット)が生じるか。また、デメリットがあるとすれば、当該デメリットを改善するための方法としてどのようなものが考えられるか。
- ⑦-5 携帯電話とPHSとの番号ポータビリティを導入する場合、全携帯電話及びPHS事業者間で番号ポータビリティを可能とすることが、利用者ニーズに応えるものであると考えると、電気通信事業者間の競争や制度的観点から留意すべき点はあるか。

2. 電気通信番号の指定要件の在り方について

背景

現在、携帯電話の電話番号を始めとする電気通信番号の指定要件として、電気通信番号は広く一般の利用者に利用されるべきであるという基本的な考え方に基づき、当該利用者を収容する第一種指定電気通信設備との網間信号接続に関する指定要件を設け、電気通信番号の指定を受けようとする電気通信事業者の設備と当該設備とが“直接接続”されるネットワーク構築を求めているところである。

今後の電気通信サービスの提供形態の多様化を更に促進し、利用者利便の確保に資するためには、当該接続要件の見直しを検討することが必要となっているところである。

ヒアリング項目

- ⑧-1 第一種指定電気通信設備との網間信号接続において、他の電気通信事業者の網を介した間接接続を認めることについて、どのように考えるか。
- ⑧-2 他の電気通信事業者の網を介した接続によって、ネットワークへの影響(品質劣化、遅延発生、緊急通報の取扱い等)は生じるか。
- ⑧-3 その他、他の電気通信事業者の網を経由した接続形態によって生じるメリット・デメリットについて、どのように考えるか。

- 平成23年5月31日(火) : 電気通信番号政策委員会でヒアリング項目案等の検討。
- 6月 3日(金) : 電気通信番号の指定を受けている事業者(以下、「関係事業者」という。)に対し、事務局より、本ヒアリング項目に対する意見(資料)の提出を要請。
- 以下の事業者に対しては、第2回電気通信番号政策委員会の場において、本ヒアリング項目に対する意見陳述を要請。その他の事業者については、提出された意見を事務局が集約し報告する。
- 6月30日(木) : 本ヒアリング項目に対する関係事業者からの意見の提出×切。
- 7月11日(月) : 第2回電気通信番号政策委員会開催
- 関係事業者からの意見陳述 : 約60分

意見陳述事業者	時間
株式会社NTTドコモ	10分
KDDI株式会社	10分
ソフトバンクモバイル株式会社	10分
イー・アクセス株式会社	10分
株式会社ウィルコム	10分
東日本電信電話株式会社	10分

- その他事業者からの意見の報告 : 約10分(事務局より)
- 質疑応答 : 約20分

※質疑応答は、本委員会構成員に加え、意見陳述者も参加可能とする。